

製品事故を防止して

安全・安心な生活を

～消費生活用製品安全法の改正～

日常製品で大きな事故が続いています

近年、パロマ工業製のガス瞬間湯沸し器による一酸化炭素中毒死傷事故や、家庭用シュレッダーで小さなお子さんが手や足の指を切断してしまうなど、わたしたちが普段使う日常製品の不具合から起こる大きな事故が続きました。そこで、今回法律を改正して、国が製品事故の情報を収集し、それを公表するしくみを作ることで、消費者の皆さんが少しでも安全で、安心して製品を使えるくらしを目指しています。

**消費生活用製品安全法の改正で、
製品事故情報の報告・公表制度ができます。**

(裏面に続きます)

国は、重大な製品事故の情報を随時公表します。新聞、国や都道府県などのホームページに注目してください。

もし、製品事故の被害にあわれた場合には、メーカー、輸入業者、販売店などに、至急ご連絡ください。

製品事故の報告・公表制度のしくみ

報告（新設）

死亡、重傷、火災などの重大な製品事故が発生した場合、メーカーや輸入業者は、**国に事故報告が義務づけられ、国は情報を的確に把握します。**



公表（新設）

国は、事故情報を収集・分析し、その結果を広く国民に公表して、**第二の重大事故を防止します。**



命令

国は、メーカーや輸入業者に安全でない**製品の製造や輸入を禁止**したり、**回収するよう命令**します。

おこのぎ八郎さんを支援する会

横浜市神奈川区反町 1 - 7 - 1

TEL: 0 4 5 (3 2 3) 6 0 0 0 FAX: 0 4 5 (3 2 3) 2 9 7 4

E-mail: g 0 0 8 3 3 @shugiin.go.jp

<http://www.hachirou.com>